神奈川県立平塚支援学校開放施設利用規則(利用者配付用)

（趣旨）

第１条　この規則は神奈川県立平塚支援学校を県民及び地域の障害児・者団体、本校関係者の学習・文化・スポーツ活動の振興に資することにより、地域に在住する障害児・者を支援するとともに地域に親しまれる学校づくりを促進するために必要な事項を定める。

（開放施設）

第２条　開放する学校施設は、原則として、体育館および自立活動室とする。ただし、校長が必要と認めたときは他の施設も開放することができる。

２　校長が開放は困難と判断した場合は、開放施設の一部又は全部を開放しないことができる。

（開放日時）

第３条　開放日は、校長が定めた日とする。ただし、夏季・冬季・学年末始休業中は、開放日としない。

２　開放時間は、原則として平日 17 時 10 分から 19 時 10 分までの２時間、週休日および祝日９時から 12 時、又は 13 時から 16 時までの各３時間までとする。ただし、12 時から 13 時までは、利用することができない。

３　他の利用希望団体がない場合は、12 時から 13 時を含めて９時から 16 時まで利用することができる。

（利用者）

第４条　開放施設を利用する者（以下「利用者」という）は、原則として、本校周辺の地域住民団体、障害児・者関係団体及び本校児童生徒の保護者・卒業生等の学校関係者の団体で、次に規定する利用手続きを事前に行い、校長から承認された団体とする。

（利用手続き）

第５条　学校施設を利用する者（以下「利用者」という）は、施設利用登録申請書（様式１）及び施設利用者名簿（様式１－２）を提出し、校長の承認を得るものとする。
なお、施設利用登録申請書及び施設利用者名簿は利用希望年度毎に提出するほか、内容が変更された都度再提出するものとする。

２　前項の利用登録後に、施設利用申請書（様式２）を利用希望日の属する月の前月初日から15 日まで（15 日が休日にあたる場合は、翌課業日まで）に提出する。

３　校長は、施設利用申請書により、各団体の希望日時・回数等の調整を行う。

４　校長は、申込みが適当と認められる場合は、施設利用承認書（様式３）を利用者に交付する。ただし、希望日が重なった場合は、抽選とする。抽選結果は、利用希望日の属する月の前月 15 日以降に利用者に連絡をする。

（利用方法）

第６条　利用者は、開放施設の利用にあたって次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　利用承認を受けた開放施設以外の教室等は使用せず、トイレの利用についても指定された場所のみの使用とする。

⑵ 利用に必要な物品は各自で準備し、開放施設の器具や備品等の使用については、あら

かじめ校長の承諾を得ること。
⑶ 常に火災や盗難の予防に注意し、公衆の秩序に留意すること。
⑷ 開放施設の清潔や整頓の保持に努めること。ごみの持ち帰りを徹底する。
⑸ 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
⑹ 利用終了後は開放施設を清掃し利用前の原状に復し、その後、利用当日の終了時刻までに施設利用報告書（様式４）を施設管理員に提出し、併せて利用実績により後日郵送される「納入通知書」により、納付期限までに所定の口座に振り込むこと
⑺ その他、別紙「利用にあたってのお願い」「こんなときは？」をよく読み、管理上の指示に従うこと。

（共同利用についての規定）
第７条　利用者が、練習試合等で、他の団体と開放施設の共同利用をするにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴ 共同利用ができる団体は、施設利用登録申請書（様式１）を提出し、校長が受理した団体のみであること。
⑵ ⑴の規定による団体との共同利用を希望する場合は、施設利用申請書（様式２）の「共同利用団体」欄に、共同利用を希望する団体名を記入し、提出すること。
⑶ 一度に利用できる共同利用団体は、一団体のみであること。利用申請団体・共同利用団体（一団体）以外の団体での共同利用、及び大会等をしないこと。
⑷ 開放施設の利用にあたっては、利用者が、責任を持って、共同利用団体とともに、第６条の利用方法を遵守すること。ただし、施設利用報告書（様式４）の提出と必要な使用料については利用者がすること。
⑸ 上記第６条６項における納入通知書による支払いについては、利用団体間で調整のうえ、１団体が代表で納入するものとする。
なお、利用団体間における調整結果については「協議書（任意様式）」により、書面にて保管しておくこと。
⑹ 共同利用団体の連絡先の照会、及び利用者と共同利用団体との連絡に関しては、学校及びその関係者は、一切関知しない。

（利用の取り消し等）
第８条　校長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の取り消し又は利用を中止させることができる。
⑴ この規則の定める規定に違反をしたとき。
⑵ 虚偽その他不正な行為により利用の承認を受けたとき。
⑶ その他校長がその利用を不適当と認めたとき。
⑷ 施設利用承諾書（様式３）交付後に、学校教育上の不都合が生じたとき。

（損害賠償責任及び義務）
第９条　利用者が開放施設を使用中に故意又は過失を問わず負傷等した場合は、校長及び学校はその責任を負わない。
２　利用者が開放施設を使用中に開放施設を損壊又は滅失したときは、直ちにその旨を校長に連絡するとともに、施設・設備破損届（様式５）を校長に提出し、速やかにその損失を弁償しなければならない。

附　則

この規則は、令和元年 11 月１日から実施する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この規則は、令和６年 10 月１日から実施する。

附　則

この規則は、令和７年５月１日から実施する。